

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

**障害者総合支援法の
対象難病が拡大します**

7月から、障害福祉サービ
スなどの対象となる難病の種
類を32疾病に拡大します。詳
しくはお問い合わせを。

区役所(1階)の保健福祉課 HP
**心の輪を広げる体験作文・
障害者週間ポスターを募集**

内 作文ⅡB 4判縦書き400字詰
め原稿用紙。小中学生は2枚
、4枚、高校生以上は4枚、
6枚。ポスターⅡB 3判か四
つ切り(縦長)。小中学生のみ。
中学生は標語を入れても可。
申 7月1日(水)から区役所、学
校などで配布する応募用紙を、
8月31日(月)(必着)まで。
問 障がい福祉課(21) 2936

家庭医学講座

内 ①骨粗しょう症の予防と治
療②乳がんの治療と乳房再建
いづれも個人相談あり。

日 ①は8月1日(土)、②は9月
5日(土)。いづれも13時30分。
所 医師会館(中央区大通西19)。
問 健康企画課(622) 5151

精神療養講座

内 ①心の健康②精神障がい
のある方が活用できる制度。

日 ①は7月18日(土)、②は8月
8日(土)。いづれも14時~16時。
所 WEST19(中央区大通西
19)。

問 市コールセンター(222)
4894
は たらつ健康まつり

内 健康相談、骨量の測定など。
日 7月22日(水)10時~15時。
測定は14時まで。社会福祉総
合センター(16階)。

対 60歳以上の方。
問 清田老人福祉センター(85)
8500

医療受給者証の更新申請

有効期限が9月30日(水)まで
の指定難病、ウイルス性肝炎
進行防止対策、橋本病重症患
者対策医療受給者証をお持ち
で、更新を希望する方は、9
月30日(水)までにお住まいの区
の保健センターへ申請してく
ださい。

問 区役所(1階)の健康・子ど
も課(ただし、東区は(71))
3211

介護保険



△介護保険負担割合証の送付
65歳以上で一定以上の所得
がある方は、介護サービスの
自己負担割合が2割になりま
す。要介護(要支援)認定を
受けている方には、自己負担
割合(1割か2割)を記載し
た「介護保険負担割合証」を

7月末に送付します。
問 区役所(1階)の保健福祉課
国民健康保険

△保険料が決まりました
1年間の保険料は左表の①
⑨の合計となり、最高限度
額は⑩⑪⑫となりました。

なお、一定の所得以下の世
帯は、均等割額と平等割額が
減額となる場合があります。

	医療分	支援金分	介護分
所得割額	①各加入者の26年 中の所得から33万 円を差し引いた金 額の合計額 ×8.89%	④各加入者の26年 中の所得から33万 円を差し引いた金 額の合計額 ×2.91%	⑦40歳~64歳の各 加入者の26年中の 所得から33万円を 差し引いた金額の 合計額×3.05%
均等割額 (人数割額)	②16,730円 ×加入者数	⑤5,470円 ×加入者数	⑧6,460円×(40歳 ~64歳の加入者 数)
平等割額 (世帯割額)	③1世帯当たり 31,910円	⑥1世帯当たり 10,430円	⑨1世帯当たり 9,400円
最高限度額	⑩52万円	⑪17万円	⑫16万円

△高齢受給者証の送付

国民に加入している昭和15
年8月2日~20年8月1日生
まれの方には、7月下旬に送
付します。また、昭和20年8
月2日以降生まれの方には、
70歳になる誕生日(1日生ま
れの方は誕生日の前月)中に
送付します。
**△高額療養費限度額適用認定
証などの交付**

後期高齢者医療制度

病院などの窓口で支払う医
療費の支払額が自己負担限度
額までとなる限度額適用認定
証(住民税非課税世帯の方は、
食事代の減額認定を兼ねた認
定証)を交付します。保険証
を持参して申請してください。
**△国民健康保険料の滞納がな
い69歳以下の方、70歳以上の
住民税非課税世帯の方。**
問 区役所(1階)の保険年金課

△新しい保険証の送付

7月下旬に送付します。有
効期間は1年間です。

△減額認定証の交付

病院などの窓口で支払う医
療費や食事代が減額される
「限度額適用・標準負担額減額
認定証」を交付します。対象
は市民税非課税世帯に属する
被保険者です。有効期限が7
月31日(金)までで、27年度も非
課税世帯と確認できる方には、
新しい認定証を7月末までに
送付します。所得が確認でき
ない場合は申請が必要です。
問 区役所(1階)の保険年金課

国民年金

△保険料免除のご相談を

第1号被保険者で、保険料
の納付が困難な方には、申請
により保険料の全額または一
部が免除となる場合があります。
20代の方には、申請し承
認されると納付が猶予される、

若年者納付猶予制度がありま
す(所要件あり)。
持参するもの 年金手帳、印鑑
(シヤチハタ不可)、前年の所
得を証明するもの(控除額の
記載されたもの)、離職した
方は離職票など。
問 区役所(1階)の保険年金課



人育成講座

△①女性のためのカフェ起業
内 カフェ経営の実践例など。
日 7月26日(日)~28日(火)13時30
分~16時30分と、29日(水)~8
月4日(木)まで1日。全4回。
所 エルプラザ(14階)など。
対 求職中の女性20人。

**△②観光客おもてなし実践セ
ミナー**



内 観光業界のおもてなし戦
略など。7月28日(火)~11月26日
(木)10時~17時。全6回。
所 北海道経済センタービル
(中央区北1西2)。
対 企業、事業主、観光関連業
界に勤務する方30社。